

海部南部消防組合障害者活躍推進計画

機関名	海部南部消防組合
任命権者	海部南部消防組合消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>海部南部消防組合は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第38条第1項及び第2項に規定する職員の総数が5人未満の一部事務組合であり、これまで障害者に限定した募集及び採用は行っていない。</p> <p>過去には、在職中に疾病又は事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が若干名在職することもあったが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
1 採用に関する目標	<p>短時間勤務会計年度任用職員の募集の際に、障害者である応募者を念頭に置いた形での募集を行う。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年度、採用者に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。</p>
2 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 総務課に障害者である職員の相談窓口を設置し、電子掲示板等により周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定及び創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害等の理由により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、産業医及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談及び半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 短時間勤務会計年度任用職員の募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 ○ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条に基づき、身体障害者の就業を支援する取組に努める。 ○ 毎年少なくとも1回、障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を公表する。